

揖保川水系渇水対応タイムライン

引原ダム貯水率	状況	制限と 目安日数	河川管理者及びダム管理者 (国・県)	自治体 (県・市・町)	水利利用者 (土地改良区・企業庁・水道局 等)	一般家庭・事業者 等
			適正な河川管理	適正な施設管理	節水	
			◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆不法投棄・水質異常に関する巡視等	◆庁舎等の水回りの整備・点検	◆取水・送配水施設の整備・点検	◆節水の取り組み ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯磨き(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用等) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ・節水コマの活用 等
			◆気象情報、ダム貯水率等の確認	◆気象情報、ダム貯水率等の確認	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認	
			◆ダム管理者からダム等の水源情報の発信 ◆節水広報、節水要請等の検討	◆節水広報、節水呼びかけ等	◆自主節水、節水要請等の検討	
40% ▽程度	渇水発生前					
			◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策体制の確立 ◆渇水対策本部等の設置(適宜)	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜)	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜)	情報収集、節水推進
			◆渇水情報連絡会議(県主催)及び引原ダム貯水量等説明会(県主催)等の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆引原ダム貯水量等説明会(県主催)等の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆渇水情報連絡会議(県主催)等の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆ため池の管理	◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進
			◆適正な利水補給、河川環境の確認	◆ため池の管理		
			◆ダム等の水源情報の発信 ◆農水・工水の自主節水目標値の提案・設定要請 ◆節水キャンペーン	◆節水広報、節水呼びかけ等 ◆節水キャンペーン	◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討	
30% ▽程度	自主節水期	自主的な制限(7日程度)				
			◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水調整会議(国・県共催)の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆貯水率低下時の取水制限強化基準の提案と関係機関との合意形成	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水調整会議(国・県共催)の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆庁舎等における節水 ◆水利使用者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水調整会議(国・県共催)の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆官公庁、大口需要者への節水要請の強化(バルブ制限等) ◆農業用水使用者、工業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調整、ポンプ運転制限、夜間給水停止、時間給水 ◆ため池の管理 ◆工業用水の回収率向上・再生水活用 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討	情報収集、対策推進
			◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆取水状況の確認	◆ため池の管理	◆減圧給水・計画断水等の検討	◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化
			◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	◆渇水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン	◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途間転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請	
10% ▽程度	渇水調整期	取水制限(20日程度)				
			◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水調整会議(国・県共催)の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆ダム死水容量使用の検討(最下部取水口の使用、最下部取水口以下利用のためのポンプ設置検討)	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水調整会議(国・県共催)の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整 ◆水面利用の停止(いかだ下り大会等)	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水調整会議(国・県共催)の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途間転用 ◆給水車の出動 ◆工業用水再生水の緊急利用	情報収集、対策強化
			◆ダム等の水源情報の発信	◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化		
▽0%	異常渇水期	取水制限(110日程度)				

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「引原ダム貯水率」の状況に応じて行う行動計画(渇水対策の項目とその時期)について、おおよその目安として示したものです。実際の渇水調整や具体的な対応は、揖保川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して渇水調整会議等で決定されます。

※このタイムラインでは、引原ダム貯水率の低下が進行する状況(渇水シナリオ)を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時(平成6年)の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。

※このタイムラインは、揖保川水系渇水調整会議、渇水情報連絡会議、引原ダム貯水量等説明会等に基づく関係機関で共有し作成したものです。

※このタイムラインは、原則として通年適用されるものとします。